

第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1 目的及び背景

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、ニホンジカの生息状況、農林業被害状況を鑑み、引き続き、ニホンジカの適正な管理を行うため、第3期山梨県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備を実施するものとする。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下「シカ」という。）

3 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 現状

- (1) 生息環境
生息分布はほぼ県内全域で確認され、生息域は高標高域に及ぶ。
- (2) 捕獲等の状況及び生息動向
年間16,000頭を目標に捕獲する。推定生息数は、34,039頭（令和2年度末）である。
- (3) 対策の実施状況及び被害状況
計画的な捕獲や防護柵設置等により農林業被害額は、減少傾向にあるが、恒常的に被害が発生している。

6 特定計画の評価と改善

- (1) 農林業被害の軽減
被害は減少傾向にあるが、依然として深刻であり、被害に即した対策が必要である。
- (2) 生物多様性の保全と再生
シカの採食圧による自然植生への被害は軽減できておらず、特に高標高域での被害が生じており、対策が必要である。
- (3) 地域個体群の安定的存続
高密度化による生息環境の悪化を防ぐため、高密度地域での捕獲強化が必要である。

7 管理の目標

目標を達成するため、当面の年間捕獲目標を16,000頭とする。

目的	管理の目標	指標								
個体群の安定的な維持	令和2年度末の推定生息数(34,039頭)を、令和13年度までの10年間で半減とし、本計画期間に推定生息数を25,000頭にする。その後、適正生息数4,700頭まで減少させる。	推定生息数								
	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業ゾーン（標高千m未満の地域） ・共生ゾーン（標高千m以上で鳥獣保護区等以外の地域） ・生態系保全ゾーン（標高千m以上で鳥獣保護区等の地域） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>適正生息数の生息密度</td> <td>農林業ゾーン</td> <td>1頭/km²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>共生ゾーン</td> <td>2～4頭/km²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生態系保全ゾーン</td> <td>1～3頭/km²</td> </tr> </table>	適正生息数の生息密度	農林業ゾーン	1頭/km ²		共生ゾーン	2～4頭/km ²		生態系保全ゾーン	1～3頭/km ²
適正生息数の生息密度	農林業ゾーン	1頭/km ²								
	共生ゾーン	2～4頭/km ²								
	生態系保全ゾーン	1～3頭/km ²								
生態系への影響軽減	・自然植生被害を減少させる。	自然植生状況								
農林業・生活環境への被害軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害を軽減し、被害面積を減少させる。 ・やまなし農業基本計画に基づき、農作物被害額を減少させる。 ・森林被害を軽減させる。 	被害面積・金額								

目標達成のための施策の基本的考え方

年間捕獲数については、現状を維持しつつ、県と市町村の役割分担を見直すことで、被害をより軽減するための捕獲を行う。

・農林業ゾーン

農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等、地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に実施する。

・共生ゾーン

植生とのバランスを保ちつつ、シカ地域個体群を安定的に存続させることを目標に、県又は市町村等、地域が主体となり、個体数調整を実施する。

※捕獲困難地域は、県が個体数調整を実施する。

・生態系保全ゾーン

シカの生息密度を低減し、林床植生の保全、被害発生箇所での早急な回復を目標に、県又は国が主体となり、個体数調整を実施する。

8 数の調整に関する事項

- (1) 狩猟
 - ・メス捕獲を推進し、1日当たりの捕獲数は、オス、メスとも無制限とする。
 - ・狩猟期間を1ヶ月延長（11/15～2/15 → 11/15～3/15）する。
 - ・冬期におけるくくりわなの輪の直径を規制緩和（12cm以下 → 20cm以下）する。
- (2) 有害捕獲
被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合においても積極的に推進する。
- (3) 個体群管理
 - ・農林業被害の軽減を目的とした個体数調整を実施する。
 - ・自然植生回復のため、高標高域での捕獲を目的とした個体数調整を実施する。
- (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業
鳥獣保護区において、個体数調整を実施する。
- (5) 新たな捕獲手法の検討・担い手の育成
捕獲困難地域での捕獲手法の検討、ICTを使った捕獲事業の構築を行う。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

- (1) 生息地の保護
- (2) 生息環境の整備

10 被害防除対策に関する事項

- (1) 農林業被害対策
- (2) 自然環境に対する被害対策
- (3) 地域での自立的かつ総合的な取組の促進

11 モニタリング等の調査研究

適切な個体群管理を行うため、生息状況について定期的にモニタリング調査を実施する。

12 その他

- ・計画の実施体制
行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等が連携して実施する。
- ・錯誤捕獲の予防
捕獲目的の動物にあったわな・檻の設置の徹底を図り、錯誤捕獲が複数回発生した場所では、わなの設置を中止する等、錯誤捕獲の防止に努める。
- ・人獣共通感染症への注意喚起
シカとの接触で注意すべき感染症について、捕獲従事者・狩猟者へ注意喚起を行う。
- ・捕獲したシカの有効利用
狩猟者等のジビエ利用に対する意識を高め、捕獲したシカを有効利用する。